

第 号  
年 月 日

様

野田市長 ⑩

### 措置命令書

あなたが、野田市 で行っている事業は、野田市  
太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例に違反してい  
るので、同条例第 条第 項の規定により、次の措置を講  
ずるよう命令する。

1 措置命令

2 命令の理由

3 措置期限

4 その他

### 教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたこと

を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。